

## 別添 1

### 警察官募集広報用 SNS 広告媒体制作業務仕様書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が発注する警察官募集広報用 SNS 広告媒体制作業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 1 委託業務の内容

##### (1) 委託業務の名称

警察官募集広報用 SNS 広告媒体制作業務

##### (2) 委託業務の趣旨

近年、民間企業の採用情勢や少子化等の影響による就職適齢人口の減少に伴い、警察官採用試験の受験者数の減少に歯止めがきかない状況となっている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、視聴者にインパクトを与え、かつ、宮城県警察のイメージ向上につながる動画を制作の上、SNS 広告として宮城県を中心に配信することにより、警察官採用試験の応募者確保を図るもの。

#### 2 委託期間、委託業務の場所

##### (1) 委託期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

##### (2) 委託業務の場所

宮城県内で、受注者の管理する場所

#### 3 業務内容

##### (1) 動画の制作

###### ア 制作する動画

警察官募集広報（15秒程度）

###### イ 動画の内容

単なる事務的な仕事紹介ではなく、視聴者の心に残る斬新なシナリオ、構成等で「宮城県警察」の魅力を存分に感じることができる募集広報動画とすること。

また、動画は映像と音声により理解できるものとし、ナレーションを活用するなどして、視聴者がより理解をしやすいよう工夫するとともに、二次利用の際に映像のみを放送する場合も想定しているため、テロップの活用も検討すること。

###### ウ データ形式

制作した動画は、SNS 広告のほか、二次利用として県警採用サイトによる視聴や DVD プレーヤーによる視聴等を予定していることから、同用途で活用し得る形式で納品することとする。

###### エ 著作権等

本業務により完成した動画に関わる著作権等の一切の権利は受注者に帰属するものとする。ただし、動画の再利用等が発生した場合には両者協議の上、決定するものとする。

##### (2) SNS 広告の配信

ア 配信媒体

(ア) YouTube

(イ) Instagram

イ 放送時間

1回あたり15秒間

ウ 配信期間及び獲得視聴回数

各媒体において、2か月間継続して配信するものとする。

なお、各媒体において1か月当たりの獲得視聴回数が5万回以上となるよう設定して動画を表示させること。

エ その他

ターゲティングの設定については、事前に協議の上、決定する。

配信期間中は広告実績、効果等において、解析、レポートを作成し、その内容に応じて、最良の配信方法に変更するなどして調整するものとする。

オ 成果品

(ア) 動画データ

(イ) 配信結果報告書

4 疑義に関する協議

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定する。

5 報告等

(1) 本業務に従事するに当たっては、業務責任者を置かなければならない。また、本業務に従事しようとする者を、書面により警務課長を通じて発注者に報告すること。

なお、業務責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(2) 受注者は、業務実施計画が決定したとき、動画が完成したとき及び放送枠が決定したときは、書面により警務課長を通じて発注者に報告すること。

また、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び実績確認に必要と認められる書類を警務課長を通じて発注者に提出すること。

6 調査等

発注者は、受注者に対し本業務の実施状況について必要な報告を求めることができるほか、本業務の実施に関して調査を行い、及び必要な指示を与えることができる。

7 遵守事項

(1) 個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等の排除については、「特記仕様書」のとおりとすること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (個人情報管理責任者)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

### (個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

### (保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、き損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び在職後に

においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注先に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における対応)

第17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して当該事故に関わる個

人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

## 特 記 仕 様 書

### ○ 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約を下請負させ、又は受託させてはならない。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり排除要綱で定める暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負又は受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報及び捜査協力並びに発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じる。